

京都府知事
山田 啓二 殿

京都府保険医協会
理事長 垣田 さち子

障害者自立支援医療特別対策事業(法別 15)に関する要請

平素より、京都府における医療・保健・福祉の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。本会は「保険で良い医療の提供」を目指し、京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,400人で組織する団体です。

さて、平成20年1月1日から、京都府内の市町村が実施主体となり、自立支援医療のうちの更生医療の対象を拡大した地方単独事業として、①呼吸器機能障害で手帳3級所持者が在宅酸素療法を受ける場合、②ぼうこう又は直腸の機能障害で手帳3級所持者が障害の原因疾患及びストマ周辺の感染防止等の治療を受ける場合に、医療費の一部を助成する「障害者自立支援医療特別対策事業」（法別15）が実施されています。

ところが、このうち①については、対象医療が限定されています。

対象医療	
在宅酸素療法指導管理料 2	2,400 点
携帯用酸素ボンベ加算	880 点
酸素濃縮装置加算	4,000 点
呼吸同調式デマンドバルブ加算	300 点
	計 7,580 点
初・再診料	
動脈血酸素分圧測定	

一方、2016年度の診療報酬改定で、在宅酸素療法に以下の変更が行われました。

① 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料に「別に厚生労働大臣が定めるもの」の区分が新設され、その中に「在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者」が位置付けられた。

② 在宅酸素療法材料加算が新設された（在宅酸素療法指導管理料2から分離）。

また、従前から、対象患者に対する在宅患者訪問診療料を対象医療に加えてほしいと、当会の会員から要望が寄せられています。

さらに、初・再診料の加算が対象となることが明確にされていません。

以上を踏まえて、下記のように事業を改善することを要請します。

記

一、「障害者自立支援医療特別対策事業」の対象医療に、「在宅酸素療養を行っている状態」として、医科点数表のC002在宅時医学総合管理料、C002-2施設入居時等医学総合管理料の「別に厚生労働大臣が定めるもの」の点数及び新設されたC171在宅酸素療法材料加算を加えること。

二、上記「一」を算定する場合のC001在宅患者訪問診療料を対象医療に加えること。

三、初・再診料の加算（時間外・深夜・休日、夜間・早朝等加算、時間外特例加算、小児科特例加算、時間外対応加算、外来管理加算、地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算など）が対象となることを明確にすること。

以上

障害者自立支援医療特別対策事業(法別 15)に関する陳情書

【陳情項目】

- 一. 「障害者自立支援医療特別対策事業」の対象医療に、「在宅酸素療養を行っている状態」として、医科点数表の C002 在宅時医学総合管理料、C002-2 施設入居時等医学総合管理料の「別に厚生労働大臣が定めるもの」の点数及び新設された C171 在宅酸素療法材料加算を加えること。
- 二. 上記「一」を算定する場合の C001 在宅患者訪問診療料を対象医療に加えること。
- 三. 医科点数表の初・再診料の加算（時間外・深夜・休日、夜間・早朝等加算、時間外特例加算、小児科特例加算、時間外対応加算、外来管理加算、地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算など）が対象となることを明確にすること。

【陳情の理由】

平成 20 年 1 月 1 日から、京都府内の市町村が実施主体となり、自立支援医療のうちの更生医療の対象を拡大した地方単独事業として、①呼吸器機能障害で手帳 3 級所持者が在宅酸素療法を受ける場合、②ぼうこう又は直腸の機能障害で手帳 3 級所持者が障害の原因疾患及びストマ周辺の感染防止等の治療を受ける場合に、医療費の一部を助成する「障害者自立支援医療特別対策事業」（法別 15）が実施されています。

ところが、このうち①については、対象医療が限定されています。

対象医療	
在宅酸素療法指導管理料 2	2,400 点
携帯用酸素ボンベ加算	880 点
酸素濃縮装置加算	4,000 点
呼吸同調式デマンドバルブ加算	300 点
	計 7,580 点
初・再診料	
動脈血酸素分圧測定	

一方、2016 年度の診療報酬改定で、在宅酸素療法に以下の変更が行われました。

① 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料に「別に厚生労働大臣が定めるもの」の区分が新設され、その中に「在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者」が位置付けられた。

② 在宅酸素療法材料加算が新設された（在宅酸素療法指導管理料 2 から分離）。

また、従前から、対象患者に対する在宅患者訪問診療料を対象医療に加えてほしいと、当会の会員から要望が寄せられています。

さらに、初・再診料の加算が対象となることが明確にされていません。

以上を踏まえて、上記のように事業を改善することを陳情します。

2016 年 5 月 17 日

京都府議会議長
植田 喜裕 様

陳 情 人 京都府保険医協会 理事長 垣田 さち子
陳情人住所 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 637
インターワンプレイス烏丸 6 階
電 話 075-212-8877 ファクシミリ 075-212-0707